

1 船引南中学校いじめ防止に関する基本的な方針

(1) いじめ防止対策の基本理念

「いじめは絶対に許されない行為である」という理念のもと、いじめを受けた生徒をしっかりと守り通すことを第一に考え、学校だけでなく関係機関とも連携しながら、最良の対応策を講じるように努める。

いじめが、生徒の人権及び名誉を毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを考慮し、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じる。

(2) 学校及び教職員の責務

学校は、全生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、いじめ防止の対策を講じる。また、全教職員は、全力をあげていじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決・再発防止などのいじめ防止に努める。

2 いじめ防止対策に関する事項（いじめを許さない学校・学級づくりのために）

(1) 全教育活動を通して、「いじめを絶対に許さない学校」を基本認識として、生徒、教職員、保護者が一丸となっていじめ防止に努める。

(2) 不用意な教職員の発言がいじめを誘発したり、助長する場合があることを認識し、全教育活動における教職員の言語環境を整える。サービス倫理委員会で定期的に反省・改善する。

(3) 田村っ子ルール10を活用した日常的な生活指導を推進する。特に「あいさつをしよう」（ルール1）、「ありがとうと言おう」（ルール3）、「うそはつかない」（ルール6）、「相手のいいところを見つけよう」（ルール9）を励行し、いじめ防止の基盤づくりとする。

(4) 各教科の授業の充実

① 学習活動の中に生徒の表現活動の場を設け、互いに賞賛しあったり改善しあったりする機会とする。

② ペア活動やグループ活動を取り入れ、生徒が互いに協力し課題に取り組む場を意図的に設ける。

③ 生徒ひとりひとりの学力や教科への意欲・苦手意識を把握し、個に応じた適切な支援を心がける。

(5) 道徳教育の充実

① 道徳の時間の年間指導計画にいじめ防止に関連する題材を計画的に位置づけ、実施する。

② 外部機関と連携しながら、情報モラル教育の充実に努め、通信機器の安易な利用が原因でいじめに発展しうるケースなど、確かな理解を図る。

③ 田村っ子ルールを活用し、生徒たちの日常生活におけるコミュニケーション力の向上を図る。

- ④ 全教育活動を通して、生命尊重の精神に基づき、自分だけでなく他人を大切に
する心情を育む。
- (6) 特別活動の充実
- ① 学級活動
 - ア 学級の集団生活向上を議題に、学級における様々な問題を討論させ、生徒自
身が解決策を考え実践していく。
 - イ グループエンカウンター等の手法を用い、学級の人間関係向上に努める。
 - ② 学校行事
 - ア 教科の学習以外で生徒が自分を表現できる場を設け、支援及び賞賛し、「自己
肯定感」や「自己存在感」を高められる行事を準備する。
 - ③ 生徒会活動の充実
 - ア 生徒ひとりひとりが学校という集団の向上に貢献しているという自覚を持て
るよう、各委員会活動などの充実を図る。
 - イ 生徒会役員が中心となり、いじめの未然防止に関わるようなスローガンの考
案やポスターの作成、討論会の運営を行い、学校全体のいじめ防止への啓蒙活
動の一翼を担う。
 - ④ 部活動の充実
 - ア 異学年の生徒が集まり、目標達成のために努力を積み重ねることの意義を適
宜説明し、部活動での人間関係の充実を図る。
 - イ 部員一人ひとりの活動に目を配り、適宜支援をすることで、部員個々の技術
や体力の向上、目標の達成の一助とする。
- (7) 通信機器によるいじめの防止にかかわる指導の充実
- ① 学校で行われる対策
 - ア 道徳、学級活動の中で、情報モラル教育の充実に努め、インターネットの社
会の功罪について確かな理解を図る。
 - イ 外部機関と連携し、情報モラルの指導や通信機器の正しい使い方、通信機器
によるいじめの実態といじめの防止について指導する。
 - ウ 全教職員が通信機器に関する知識や通信機器によるいじめや事件などの実態
を把握し、適切に指導できるように研修の機会を設ける。
 - エ 携帯電話やスマートフォンなど通信機器の校内への持ち込み及び校内での使
用の禁止を徹底する。
 - ② 家庭に対して行われる対策
 - ア 生徒の通信機器の使用については、保護者の監督及び責任の下で行われるよう
に協力を呼びかける。
 - イ 保護者会や各種集会、学年通信、学校通信、学校ホームページを利用し、通信
機器の正しい使い方、使わせ方を保護者に説明する場を設け、いじめの防止と学
校の方針について周知し、協力を呼びかける。
 - ウ インターネット上の掲示板への書き込みは、校外（主に家庭）で行われること
が多いことから、PTA総会や学年懇談会時に保護者への啓発活動を行う。

(8) 小・中の連携の強化

① 情報の共有化

ア 中学入学時の小学校とのギャップや、新しい人間関係への戸惑いを少しでも解消させるため、小学校教員との情報交換を積極的に行い、中学入学後の生徒指導の一助とする。

イ 中学入学前に得た要支援生徒の情報を全教員で共通理解し、足並みをそろえて支援にあたる。

ウ 中学入学後も、必要に応じて小学校と連携し、いじめの未然防止に努める。

(9) 学校におけるいじめ防止対策委員会の設置

① いじめ防止対策委員会を設置し、いじめ防止基本方針に沿ったいじめの未然防止、早期発見、適切な対応・解決、いじめ事案の全教員への周知ならびに研修やいじめ防止基本方針の評価・改善を行う。

② いじめ防止対策委員会の構成

校長 教頭 生徒指導主事 養護教諭 学年主任 担任

必要に応じて、スクールカウンセラー 心の相談員 保護者 民生委員 警察 心理士など

(10) いじめ実態調査に関すること

① 定期的に学校生活（主に友達関係）に関する調査を行い、生徒の実態把握をする。

② 年1回のQ-U調査の結果を、いじめの未然防止や早期発見に活用する。

(11) いじめ発生時の対応

① 組織的な対応

ア 担任や一部の教職員だけが対応するのではなく、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応し、いじめ事案の早期解決に努める。

イ いじめの早期解決といじめを受けた生徒の心情を鑑み、当該生徒の担任や学年主任、いじめ防止対策委員だけでなく、他の教員の協力も得ながら対応する。

ウ いじめを受けた生徒の保護者へ適宜連絡をし、学校の方針や問題解決に向けての理解と協力を要請する。

エ 問題解決後も、学校生活の様々な場面での生徒の様子の確認と保護者への連絡を密に行い、再発防止に努める。

オ いじめ発生時の段階ごとの留意点

段階	留意点
事実確認	①客観的で正確な事実調査 ②管理職への報告 ③全体像の把握
方針決定	①いじめ解決に向けての対応の吟味 ②指導役割の分担 ③全職員の共通理解 ④保護者への連絡
指導支援	①いじめを受けた生徒の心情理解と支援 ②原因の把握 ③いじめを行った生徒への指導及び支援 ④保護者への連絡 ⑤いじめを受けた生徒といじめた生徒の融和（必要に応じて）
継続支援	①客観的で正確な経過観察 ②当事者及び保護者への支援 ③再発防止

カ 重大事案への対応

緊急性及び「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度の理解と確認、対応策の検討並びに組織的な対応

(1 2) 相談に関すること

① 教育相談の充実

二者及び三者相談の機会を有効に活用し、担任と生徒・保護者との信頼関係を築く場とする。

② チャンス相談の実施

普通の学校生活から、担任ほか様々な教師に相談しやすい環境作りに努める。

③ スクールカウンセラーや心の相談員が集会時や放送等での呼びかけ、ポスター作成などを通して、相談しやすい雰囲気を作る。

④ 学校に相談できずに問題が深刻化するのを防ぐため、生徒や保護者に外部相談機関を周知する。

ア 福島いじめSOS イ ダイヤルSOS ウ いじめ110番

(1 3) 教職員の研修

いじめに関する研修会に参加した教職員からの研修内容の報告の機会を設け、全職員が共通理解といじめへの認識を共有できる場をもつ。

3 いじめに関する事案への対処に関する事項

(1) いじめに関する情報を把握する。

○いじめを受けている生徒本人からの訴え	○いじめを受けている生徒の家族からの訴え
○いじめを受けている生徒の友人からの訴え	○教職員のいじめに関わると思われる言動についての気づき
○各アンケート結果	○「じぶんログ」から
○自主学习ノート	○授業のワークシートの内容
○地域の方からの情報	

(2) いじめに関する事実を客観的に正確に把握する。

① 様々な情報が事実かどうかを確認する。

② 事実からいじめの原因や全体像を把握する。

(3) 校長を中心としたいじめ対策チームを編成する。

校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・関係教師・その他校長が必要と考える者

(4) ケース会議（いじめ対策会議）の実施

① いじめの事実確認

② 事実確認からなるいじめの実態や原因、全体像の確認

③ 対応の協議

ア いじめの程度の確認

・「自殺」などの命の危険性があるかの確認

・「脅迫」「暴行」などの事実があるかの確認

・「不登校」になり得る危険があるかの確認

イ 対応策づくりと役割分担

・いじめを受けた生徒への支援

- ・いじめを受けた生徒の保護者との連携
- ・いじめを行った生徒への指導及び支援
- ・いじめを行った生徒の保護者との連携
- ・いじめに関わった生徒（傍観者も含む）への指導
- ・必要に応じて外部機関と連携

ウ 経過観察及び指導・支援

(5) いじめ対策チームの取り組み

- ① すみやかな事実の確認
- ② 当該生徒への適切な支援
- ③ 当該生徒の保護者への連絡と協力の要請
- ④ 解決後の経過観察及び支援
- ⑤ 市教育委員会への報告
- ⑥ 県教育事務所への報告

(6) いじめの早期解決に向けての留意事項

① 情報収集の際の留意点

ア 情報収集は、情報提供者、いじめを受けた生徒、周囲の生徒、いじめを行った生徒の順に行うことを原則とする。

イ 面談の場所や時間帯を最大限考慮する。

ウ 2名以上の教員で面談を行う。

エ 原則として面談は個別に行う。

② 保護者への説明と支援

ア いじめを受けた生徒の保護者

- ・ 客観的な事実に基づいたことのみを保護者に伝える。
- ・ 学校として最大限いじめ撲滅に向けて努めること、その方策を伝え、理解を得る。
- ・ 学校での様子を逐一保護者に伝えるのと同時に、家庭での様子を聞き、生徒支援に活かす。

イ いじめを行った生徒の保護者

- ・ 客観的な事実に基づいたことのみを保護者に伝える。
- ・ 学校として最大限いじめ撲滅に向けて努めること、その方策を伝え、理解を得る。

ウ 他の保護者への説明

教育委員会の指示のもと、事案によってはいじめと直接関わらない保護者に説明する機会を設ける。

③ 警察との連携

生徒の生命や身体に重大な被害が生じる恐れがある場合は、教育委員会の指示のもと、所轄警察署に連絡し、協力を要請する。(→参考例1)

4 いじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会の評価

- (1) いじめ防止基本方針の改善・見直し
年度末の教育計画編制時に必要に応じて加除・訂正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会の改善・見直し
適宜、組織の編成の仕方や役割分担などで改善、修正を加え、いじめの早期発見・解決に結びつくような組織編制を行う。
- (3) 学校評価について
学校評価において、いじめ防止対策を取り扱う場合は、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態やその把握、いじめに対する対応が適切に行われるよう、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめの対応、いじめの再発防止のための取り組み等について適性に評価されるようにする。

(参考例 1)

警察に相談又は通報すべきいじめの事例

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。 	<p>暴行 (刑法第 208 条)</p>	<p>第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処す。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。 	<p>傷害 (刑法第 204 条)</p>	<p>第 204 条 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処す。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 	<p>恐喝 (刑法 249 条)</p>	<p>第 249 条 人を恐喝して財布を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上にあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。 	<p>名誉棄損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)</p>	<p>第 230 条 公然と事実を適示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は、50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を適示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第 231 条 事実を適示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>

重大事案（いじめが原因での不登校）については、本基本方針を基盤にしながら、以下のように対応する。

段階	対応
欠席1日目～	学級担任による対応 ① 欠席理由の把握 ② 必要に応じて連絡や家庭訪問
連続欠席等 3日目～	① 学級担任又は養護教諭が、連続欠席3日以上の子生徒をチェックし、管理職に状況を報告する。 ② 不登校生徒の様子や状況に応じて、周囲の生徒や保護者、教職員にも聴取するなどして、不登校の原因や背景の把握に努める。 ③ 校長を中心に、今後の対応方法を検討するとともに、当該生徒や保護者とながりのある教職員を中心に引き続き家庭訪問などを実施する。 ④ いじめの背景や理由がつかめたら、いじめ解消及びいじめを受けた生徒の心的または身体的なストレス解消に向け努める。
連続欠席等 14日以上～	校長中心としたサポートチームを結成して対応策を考える。 ア 学級担任や養護教諭、当該生徒とながりのある教職員の家庭訪問など イ 家庭での生活習慣が昼夜逆転したりしないように支援していく。 ウ スクールカウンセラーや心の相談員との連携 エ いじめを受けた生徒が安心して登校できる学級づくり オ いじめを受けた生徒の保護者との情報交換 カ いじめた生徒の経過観察と支援
連続欠席等 30日以上～	校長中心としたサポートチームを結成して対応策を考える。 ○ いじめを受けた生徒の状況や様子、保護者の考えなどを考慮しながら、別室登校などをすすめ、登校刺激を継続する。 ○ 別室登校の場合 いじめられた生徒の心情を十分に考え、関係が十分取れた教諭が対応する。 ○ 不登校が続く場合 ・引き続きサポートチームで対応策を考え、対応する。 ・当該生徒の生活習慣が乱れないように、支援していく。 ○ 教育委員会に連絡し、状況と今後の対応策を報告する。